

第1節 大規模事故等発生時の基本的な応急対策

項目		担当
1	基本方針	—
2	現地対策本部の設置及び運営を行う	各部
3	情報の収集、報告等を行う	
4	他機関との連携	
5	救援・救護活動等を行う	保健援護部
6	死体を収容・安置する	各部
7	広報・広聴活動を行う	広報班、地域支援部、経済環境部
8	こころのケア対策を行う	保健援護部
9	交通輸送活動を行う	各部、阪神バス株式会社

1 基本方針

- (1) 事故の発生が全庁的な対応を必要とする大規模な被害を及ぼす可能性も踏まえ、初期段階から可能な限り迅速な対応を行うことができる体制の構築に努める。
- (2) 事故対応にあたる関係機関等と連携し、速やかな被害状況の把握や対応に努める。
- (3) 入手した情報は、県や対応にあたる関係機関等と共有する。
- (4) 必要に応じて国、県等と連携して救助、消火、医療活動等を実施するとともに、危険物流出などによる二次災害のおそれや緊急避難の必要性等を踏まえて対応にあたる。
- (5) 本章が対象とする大規模事故等の災害はおおむね次のとおり。
 - ア 鉄道における列車の衝突、脱線、転覆等により多数の死傷者等が発生した場合（以下「鉄道災害」という。）
 - イ 航空機運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者等が発生した場合（以下「航空災害」という。）
 - ウ 本市沿岸海域を運航する船舶等の衝突、乗揚、火災、転覆、爆発、浸水、機関損傷等により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合（以下「海上災害」という。）
 - エ 放射性物質の運搬中の事故等で、放射性物質及び放射線の放出、火災等により多数の死傷者等が発生した場合（以下「放射性物質事故災害」という。）
 - オ 東日本大震災時の福島第一原子力発電所事故のような原子力施設等における事故が発生した場合（以下「原子力災害」という。）
 - カ 雑踏事故等により多数の死傷者が発生した場合（以下「雑踏事故災害」という。）

(6) 尼崎市及び周辺の交通施設整備状況

ア 鉄道

社名	線名	市内の駅名
J R 西日本	山陽新幹線	—
	東海道本線	尼崎駅、立花駅
	福知山線	尼崎駅、塚口駅、猪名寺駅
阪急電鉄	神戸線	園田駅、阪急塚口駅、武庫之荘駅
	伊丹線	阪急塚口駅
阪神電鉄	本線	杭瀬駅、大物駅、尼崎駅、出屋敷駅、尼崎センタープール前駅、武庫川駅

	阪神なんば線	大物駅、尼崎駅
--	--------	---------

イ 空港

市域北側の伊丹市及び大阪府池田市、豊中市に大阪国際空港が立地している。

ウ 海上交通

A 概況

瀬戸内海（大阪湾海域）に面し、陸岸には工業地帯が連なっている。また、大型タンカーや関西国際空港へはアクセス船等が就航している。

B 係留施設の状況

尼崎西宮芦屋港における総トン数 150 トン以上のタンカーが着積する係留施設がある。

エ 道路交通

高速道路として名神高速道路、阪神高速大阪西宮線（神戸線）、阪神高速湾岸線があり、主要な一般道路として国道 2 号、43 号、171 号があり、その他主要県道・市道による道路網が形成されている。

2 現地対策本部の設置及び運営を行う

(1) 大規模事故等発生時における初動対応

ア 現地調査

事故の状況を迅速かつ的確に把握するため、事故発生の第一報を受けた場合は、必要に応じて災害対策本部から職員を事故現場等に派遣し、情報の収集を行う。

イ 連絡先の確認

被害者等の情報交換や迅速かつ効果的な対応ができるよう、事故の当事者や事故対応にあたる関係機関等が分かり次第、その連絡先（担当部署、責任者氏名、電話番号等）を確認する。

(2) 現地対策本部の設置

災害対策本部長は、事故現場等に派遣した職員等からの情報に基づき、現地において迅速に対応策を講じる必要があると判断した場合は、事故現場等に現地対策本部を設置し、現場での対応に必要な意思決定や関係機関との調整等を行わせる。

ア 設置場所

大規模事故等の災害発生現場周辺等、災害状況に応じて決定する。

イ 設置者

災害対策本部長

ウ 現地対策本部長

災害対策本部長から指名された者

エ 設置基準

A 事故により多数の死傷者等の被害が生じ、または生じるおそれがある場合で、災害の状況などにより特に被災現場において、継続して事故対応の実施またその準備を行う必要があると認められるとき

B その他、不測の事態が生じまたは生じるおそれから必要があると認められるとき

オ 廃止基準

A 災害現場における災害応急対策が概ね終了したと認められるとき

B 災害現場における災害応急対策に備えるために設置した場合で、大規模事故等の災害が発生するおそれが解消したと認められるとき

カ 業務

A 災害対策本部長が、現地対策本部長に委任した事務の実施

B 国の非常災害現地対策本部や県の大規模事故災害対策本部等が置かれたときは、相互の調整・協議を行う。

特に、初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務を重点的に行う。

キ 組織・運営

A 現地対策本部の運営に当たっては、災害の規模や態様に応じた対応や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図る。

B 国の非常災害現地対策本部等が置かれたときは、これらと緊密な連絡調整を図る。

C 現地対策本部を設置または廃止したときは、県及び関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知する。

ク 現地対策本部体制

A 本部は、必要に応じて県等と連携し、情報収集や記録、広報等について、現地対策本部の活動を支援する。

B 事故対応にあたる関係機関が緊密に連携し効果的な対策を推進するために、応急対策ごとに共通の対応方針のもと活動するよう努める。

C 防災関係機関等が設置する現地指揮所は、可能な限り統合または相互に隣接して置くよう努める。

ケ 指揮権限の代行

現地対策本部の設置は本部長の権限により行われるが、本部長の不在または連絡不能など、本部長の判断を仰ぐことができず、かつ緊急を要する場合は、副本部長は現地対策本部の設置・運営に必要な意思決定を行い、事後すみやかに市長にこれを報告する。

3 情報の収集、報告等を行う

被害状況などの事故対応に必要な情報の収集等については、第4章-1（第1節 情報を収集伝達する）に準じて行う。

4 他機関との連携

国や他の地方公共団体等の応援が必要な場合、または応援の要請があった場合は、第4章-1（第10節 相互応援協力を行う、第11節 自衛隊派遣を要請する）に準じて行う。

5 救援・救護活動等を行う

大規模事故等により、集団的に発生する負傷者等に対して、災害現場でのトリアージ及び応急処置の実施、搬送医療機関の選定、受入医療機関における救急医療の提供に至る一連の災害時の医療活動の原則について定める。

(1) 実施方法

ア 必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療福祉活動を行う。

イ 災害の発生状況等により必要と認めた場合、県に対して救護班の現地派遣等について支援要請を行う。

ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間を要するため、被災地での対応が必要な場合などには現地救護所を設置する。

エ 市の設置する現地救護所への救護班の派遣について、県に協力を依頼する。

(2) トリアージの実施と現場での医療活動

必要に応じ、医療機関等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請する。

(3) 特殊な治療活動の実施

ア 市、県、空港管理者、消防本部、その他関係機関は、航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への救護班の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置に努める。

イ 市、県、消防本部、鉄道事業者、道路管理者、その他関係機関は、大規模事故等の災害が発生した場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置に努める。

(4) 負傷者等の搬送先の確保

ア 搬送先医療機関の確保は、一次的には消防部が実施し、保健援護部が協力する。その際、災害救急医療情報システム等の活用を図り、広範囲に医療情報の入手に努める。

イ 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部（警察署）に連絡し、死体検分その他所要の処理を行う。

(5) 現場から医療施設への負傷者の搬送等

ア 搬送担当機関は、トリアージ結果に従って、搬送を実施する。

イ 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

A 救急指定病院の患者搬送車の活用

B その他の応急的に調達した車両の活用

C 隣接市町の応援要請

ウ ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。（第4章-1（第8節 救急医療活動を行う）参照）

(6) 医薬品等の供給

ア 救護所等で使用する医薬品等を確保する。また、医療機関で使用する医薬品等に不足が生じる場合、災害薬事コーディネーター及び県等と連携し、補給を行う。

イ 搬送先医療機関への供給を行うよう販売業者に要請する。

ウ 医薬品等の供給が困難な場合、県へ供給あっせんを要請する。

(7) 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故発生責任者等に請求する。

6 死体を收容、安置する

大規模事故等により死亡した者の死体処理及び埋葬については、県、警察、日本赤十字社、その他の医療機関の協力のもと、第4章-1（第18節 死体処理活動を行う）に準じて行う。

7 広報・広聴活動を行う

被災者や住民等に対する広報や、災害に関する相談、要望等の受付については、第4章-1（第5節 広報・広聴活動を行う）に準じて行う。

8 こころのケア対策を行う

大規模事故等の災害後に発生が予想される PTSD（心的外傷後ストレス障害）等のストレス反応について、必要に応じて次のとおり電話や面接による相談を受ける。

(1) 被災者等のこころのケア対策

ア 被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケア

A 精神的支援を必要とする者には、ホットラインの設置等による相談窓口の設置、精神科医師または保健師による訪問やカウンセリングを行い、更に必要に応じて臨床心理士などのこころのケアに関する専門家の診察等精神科的関与を行う。

B 必要に応じ、災害後においてもこころのケアの重要性についての啓発を行う。

イ 家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策

A 教職員によるカウンセリング

B 電話相談等の実施

C カウンセラーの派遣

D 教育相談センター、健康福祉事務所・保健所、こころのケアセンター、こども家庭センター等の専門機関との連携

E 事故により、心の健康に係る諸問題を抱え、教育的配慮を必要とする児童生徒の実態を把握し、当該児童生徒へのより効果的なこころのケアに資するための実態調査

ウ 医療機関における治療

(2) 事業者によるこころのケア対策

鉄道事業者、航空運送事業者、道路管理者、道路運送事業者等に対し、必要に応じて次の対策を実施するよう要請する。

ア 被災者及びその関係者のためのホットラインの設置

イ 被災者及びその関係者への巡回訪問

ウ 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策の実施

(3) 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

ア 救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者には PTSD の症状が比較的高率に現れやすいことに留意し、緊張を和らげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努める。

イ 災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを早期に予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が低下していると判断した場合は、業務命令により休養を取らせたりするなどの配慮に努める。

(4) 医療機関と保健所との連携

保健所は、医療機関との連携を図り、負傷者の病院での治療からこころのケアを含めた退院後の健康管理への移行が円滑に進むよう努める。

9 交通輸送活動を行う

災害時における安全かつ円滑な交通輸送活動等については、第4章-1（第14節 交通輸送活動を行う）に準じて行う。

第2節 鉄道災害応急対策

項目		担当
1	鉄道施設災害応急対策計画	鉄道事業者

1 鉄道施設災害応急対策計画

実施担当機関：西日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社（関西支社）、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社

(1) 西日本旅客鉄道株式会社等応急対策計画

第4章-1（第22節 鉄道施設の応急活動を行う） 2 西日本旅客鉄道株式会社等が行う応急活動（地震津波編）に準ずる。

(2) 阪急電鉄株式会社応急対策計画

第4章-1（第22節 鉄道施設の応急活動を行う） 4 阪急電鉄株式会社が行う応急活動（地震津波編）に準ずる。

(3) 阪神電気鉄道株式会社応急対策計画

第4章-1（第22節 鉄道施設の応急活動を行う） 6 阪神電気鉄道株式会社が行う応急活動（地震津波編）に準ずる。

第3節 航空機事故災害応急対策

項目	担当
1 航空機事故災害応急対策	消防部

1 航空機事故災害応急対策

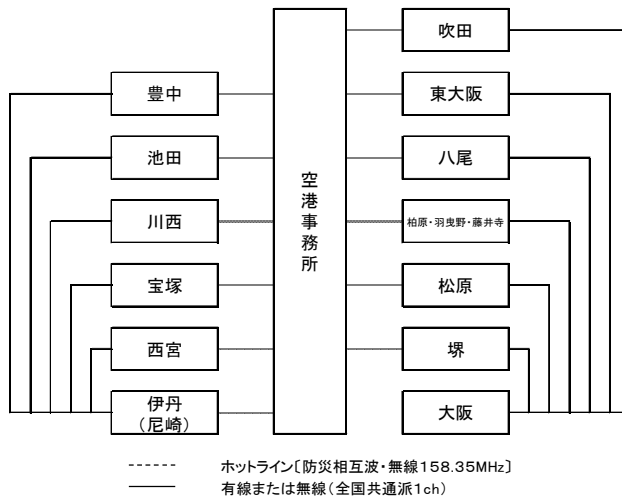
航空機にトラブルが発生し、状況によっては航路下の市域に墜落するおそれが予想されるときは、航空機の墜落炎上等の災害から地域住民を守り、被害を最小限にとどめるため、迅速な情報収集と初動体制の確立を図る。

また、航空機の墜落等により、大規模な災害が発生した場合は、「大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定」により、関係都市への応援要請を行う。

(1) 事前段階

ア 情報伝達体制

A 飛行中の航空機の異常事態が発生した場合は次の伝達系統により情報を入手する。



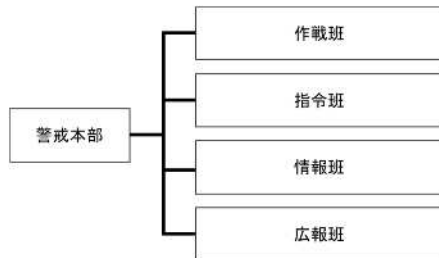
B 入手する情報は異常事態発生の日時、場所、内容、その他必要な事項とする。

(2) 警戒段階

ア 警戒本部の設置

飛行中の航空機の異常事態の情報を入手し、航空機災害が発生するおそれがある場合は、警戒本部を設置し、警戒体制の確立を図る。

警戒本部の組織は、次のとおりとする。



イ 各署所での実施事項

- A 高所見張りを実施する。
- B 消防活動機材の点検積増し等出動体制を強化する。
- C 携帯無線を開局し情報の収集に努める。
- D 事態が切迫したとき。
 - a 出向中の車両は、署所へ引揚げる。

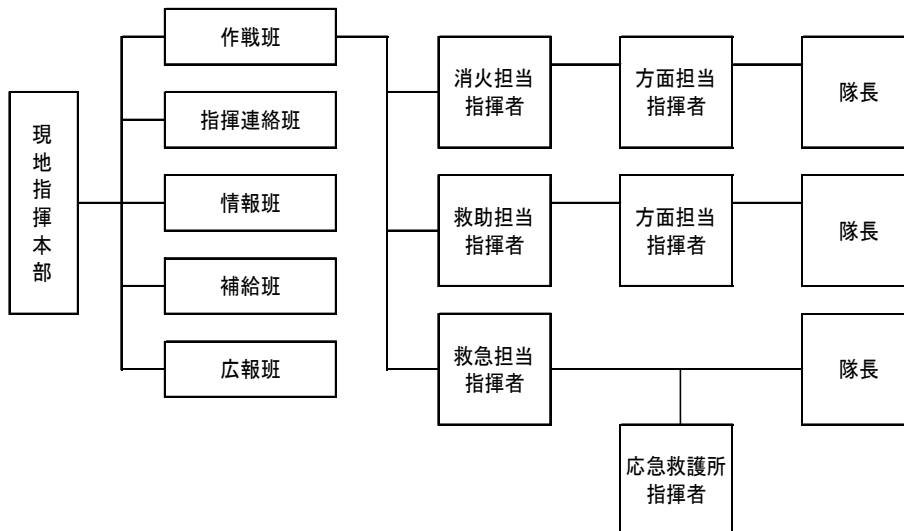
b 状況によっては、車両の配置転換を行う。

(3) 発災段階

ア 現地指揮本部の設置と消防活動体制

航空機が墜落し災害が発生した場合は、現地指揮本部を設置し、災害規模に応じ関係機関と連携のもと円滑な消防活動を実施する。

イ 現地指揮本部の組織及び消防部隊の指揮系統



第4節 海上災害応急対策

項目		担当
1	海上災害の範囲	—
2	情報の収集・伝達を行う	各部
3	災害予防措置	消防部、総括部、都市整備部、地域支援部、保健援助部、経済環境部、阪神バス株式会社
4	災害応急活動を行う	
5	広域的な応援体制	総括部、消防部

1 海上災害の範囲

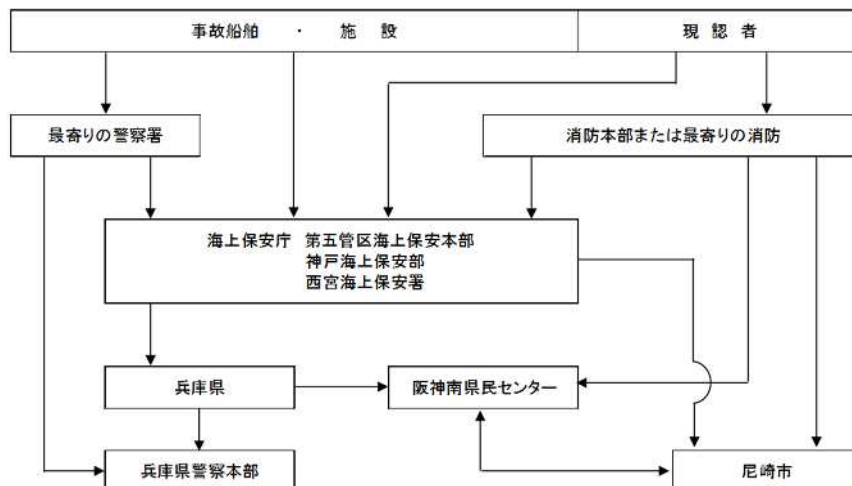
本節は、自然災害や事故等を原因として以下のような海上災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に適用する。

- (1) 本市の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合
- (2) 重油等の大量流出等により、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市に被害が及んだ場合

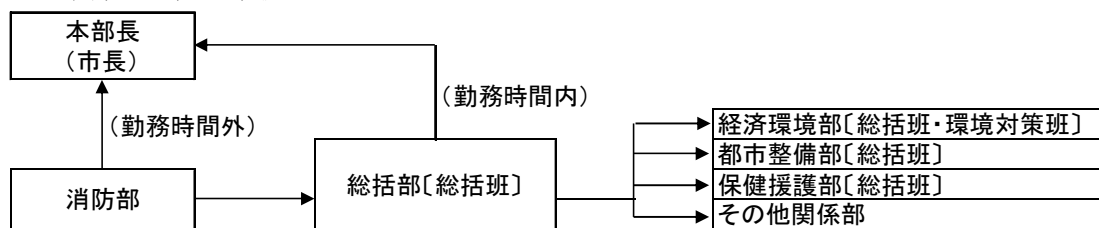
2 情報の収集・伝達を行う

- (1) 事故発生後は、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、関係機関と相互に緊密な連絡をとり、重油等の流出などに注意を払う。
- (2) 沿岸陸上部のパトロールを実施するとともに、被災規模、人的被害状況の情報を収集し、関係機関へ伝達する。
- (3) 応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を兵庫県災害対策地方本部（阪神南県民センター、連絡がとれない場合にあっては県防災企画課）に連絡する。
- (4) 災害情報の報告等を行う場合はフェニックス防災システム等を使用する。ただし、システムが使用できない等の事情がある場合は、有線もしくは無線電話またはFAX等、最も迅速確実な手段を使用する。
- (5) 収集した情報を整理し、今後の被害の拡大等の予測、その対策等に活用するとともに、必要に応じて他機関と相互に情報を交換する。
- (6) 事故の発生及び災害状況の連絡は、次の伝達システムにより行う。

ア 事故の発生及び災害状況伝達系統図



イ 本部内の伝達系統



3 災害予防措置

(1) 活動・連携体制の整備

災害発生時において協力を要請することができる機関に対し、あらかじめ相互応援が可能となるように、平時から連携の強化に努める。

ア 災害時には兵庫県、西宮海上保安署及びその他関係機関に対して必要な情報連絡が行えるよう情報連絡体制を整備する。

イ 近隣の沿岸市とは保有する資機材の種類、数量、保管担当部局等の情報を積極的に交換するとともに、消防相互応援体制の整備に努める。

ウ 平時から西宮海上保安署及び兵庫県等との連携を密にし、必要な資料の交換や訓練などに努める。

また、各機関及び団体から出動の要請があった場合には、速やかに必要な対応がとれるよう体制の整備を進める。

(2) 情報の収集・伝達体制の整備

ア 情報の収集・連絡体制の整備

平時から緊急時の情報の収集・連絡体制を整備し、次の資料を備える。

A 関係機関及び関係団体の名称・所在地・電話・ファックス番号及び連絡要員等の一覧表（夜間・休日における連絡先を含む。）

B 関係機関間における連絡経路

a 各機関で所有するヘリコプターからの情報を収集できるように、テレビシステム等画像情報の収集システムの整備を図る。

b フェニックス防災システムを活用した災害現場写真及び災害情報等の伝達体制を整備するとともに、使用方法等の徹底を図る。

c 災害の規模等により、個人及び付近事業所からの情報収集体制として、窓口を設置するとともに、関係機関への連絡体制の整備に努める。

イ 情報の分析整理

兵庫県の防災専門家養成講座等の各種セミナー、講演会への参加を通じ、次の専門的な知識を習得し、情報の分析、整理の向上に努める。

A 兵庫県周辺における海上交通の現状と危険性に関すること

B 重油等が流出した場合における、市域沿岸への漂着可能性に関すること

C 重油等が漂着した場合における回収、運搬、処理の方法に関すること

D 補償請求に関すること

E 環境への影響に関すること

ウ 通信機能の充実

災害時における通信手段を確保するため、次の事項に留意する。

A 非常通信体制の整備

B 防災行政無線等の通信手段の定期点検、機器操作の習熟のための訓練、研修の実施

C フェニックス防災システムの操作の習熟

(3) 災害応急体制の整備

ア 消火・救助・救急活動

- A 捜索活動を支援するための舟艇、潜水器具、照明及び無線通信施設等の整備に努める。
- B 応急処置の実施に必要な消防用設備、救急・救助用資機材等の整備に努める。
- C 海上における集団救助、救急事案の発生に備え、受入れ可能な医療機関の実態を把握するとともに平時から医療機関と連携した医療救護体制の整備に努める。
- D 海水、河川水を消防水利として利用できる施設の整備を促進するとともに、その実態の把握に努める。
- E 水難救助器具の整備状況は、資料Ⅰ（4-29 水難救助器具整備状況）を参照

イ 重油等の大量流出物の防除活動

A 予防活動

重油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じて次の体制整備に努める。

- a 防除資材の保有、管理
- b 化学消火薬剤等消火資機材の整備
- c 近隣市町の資機材の保有状況の把握
- d 市町間の応援体制の整備

なお、重油等の流出事故活動用資機材等の整備状況は、資料Ⅰ（4-30 消火薬剤・流出油対策装備品等）を参照

B 環境保全対策

重油等の大量流出事故等に備えて、平時の環境状況の把握に努めるとともに、環境調査体制及び関係職員の意識啓発を図る。

また、国等が実施する環境調査技術習得のための研修会へ積極的に参加する。

C 防災訓練への参加

市独自で実施する防災訓練において、水難及び海上災害を想定した訓練を積極的に取り入れる。

ウ 各機関の応急対策の概要

A 海難による人身事故

本市の沿岸海域における海上災害を認知または通報を受けたときは、救助・救急活動を実施するほか、西宮海上保安署等と連携して、消火活動、負傷者等の救急医療活動を行う。

B 重油等の大量流出事故

海上災害が発生して重油等が大量に流出し、沿岸海域及び陸岸に漂着した場合または漂着するおそれがある場合は、法令や尼崎市地域防災計画等に定めるところに従い、西宮海上保安署や兵庫県等と連携し、必要に応じ防除措置のための応急対策の実施に努める。

C 応急対策の流れ

- a 海難による人身事故（遭難者・行方不明者・死傷者等の数が多く、通常の体制では対応不可能な場合）

事項	船長等	国	県	市
海難の発生	・最寄りの海上保安部署、警察署等への通報	・海上保安部署による被害規模等の情報収集 ・海上保安部署等から県等への情報連絡	・県海上災害対策本部、地方本部設置	・情報の収集 ・事故対策連絡調整本部の設置 ・必要により災害対策本部の設置

捜索活動		・海上保安部署のヘリ等による捜索活動	・海上保安部署等と連携をとった県、県警ヘリ等による捜索活動	・沿岸海域を中心とする捜索活動
救助・救急活動	・救助・救急活動	・海上保安部署は、県、沿岸市町等と連携をとり、救助・救急活動を行う	・海上保安部署等と連携をとった救助・救急のための県、県警ヘリ等の出動	・沿岸海域を中心とする救助・救急活動
医療活動		・海上保安部署から沿岸の関係市町への医療活動要請	・沿岸の関係市町からの要請を受け、災害拠点病院の救護班を派遣し、または医療機関に救護班の派遣を要請	・尼崎市医師会、県等に医療救護チームの派遣を要請する
消火活動		・海上保安部署等は沿岸の関係市町の消防機関と連携をとり、消火活動を行う ・消防庁による緊急消防援助隊の派遣	・消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	・消火活動 ・必要に応じ消防相互応援協定に基づく出動要請を依頼 ・必要に応じ県に県外の消防機関の派遣要請
緊急輸送活動		・海上保安部署は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限または禁止する ・神戸運輸監理部は県からの要請により、緊急輸送車両または船舶の調達または幹旋を行う	・県警は、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行い、迅速に負傷者や緊急物資の緊急輸送活動を展開 ・県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入、搬出等に関する職員の手配を行う	・被害の状況に応じて、車両等の確保配置を行う（困難な場合は県に調達の幹旋を依頼）

b 重油等の大量流出事故（通常の防除体制で回収不可能な場合を想定）

事項	船長等防除義務者 (原因行為者)	国	県	市
大規模な重油等の流出事故の発生	・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安部署、警察署等への通報	・海上保安部署等から県等へ事故の情報連絡 ・海上保安部署は防除義務者に防除作業を指導 ・防除資機材の調達	・情報収集 ・海上災害警戒本部設置の準備 ・防除関係者への情報提供	・情報の収集活動開始 ・防除関係部局は出動準備
発災海域における防除措置		・海上保安部署は、緊急に防除措置をとる必要がある場合は、防除義務者に指示または自ら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請等を行う		・必要により事故対策連絡調整本部の設置 ・関係機関への情報連絡 ・災害対策本部の設置検討
流出油等の警戒	漂着する可能性がある場合	・海上保安部署のヘリ等による監視	・海上災害警戒本部及び地方本部の設置 ・防除資機材の調達	・事故対策本部の設置 ・警戒活動の実施 ・防除資機材の調達 ・陸岸のパトロール
	漂着する可能性が大		・海上災害対策本部及び地方本部設置 ・県民局による陸岸のパトロール	・災害対策本部の設置 ・防除用資機材の集結 ・作業要員の確保、派遣 ・回収流出油の一時保管場所の選定
沿岸海域における防除対策		・沿岸海域における防除作業	・海上保安本部等からの要請を受けた場合または知事が必要と認めた場合、必要な対応を行う	・沿岸海域における必要な防除作業の実施

陸岸における回収作業		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安部署は、県等からの要請に基づき、海上での防除作業に支障をきたさない範囲で陸岸での防除作業を実施 知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与または譲与 	<ul style="list-style-type: none"> 回収方針策定 沿岸市町の回収作業計画の総合調整 災害救援専門ボランティアの派遣 ボランティアの紹介窓口設置 必要により自衛隊に派遣要請 必要がある場合、国の機関や近隣府県に資機材の提供要請や民間からの買い上げ、斡旋 	<ul style="list-style-type: none"> 回収作業計画の策定 回収作業の実施 交代作業要員の派遣 ボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	◇産業廃棄物の場合船舶所有者は、県の指導を受け収集運搬、処分を行う		◇産業廃棄物の場合県が収集、運搬、処分につき、船舶所有者を指導	<ul style="list-style-type: none"> 回収流出油の一時保管場所の確保 環境調査、広報の実施

4 災害応急活動を行う

(1) 活動体制の確立

ア 事故対策本部等の設置

A 市長は、災害対策本部を設置するに至らない海上災害にあっても、海上災害の拡大防止を図るため、特に必要があると認めるときは事故対策本部を設置し、応急対策を強力かつ円滑に実施する。

また、事故現場に消防部を中心とした、事故対策連絡調整本部を設置し、防災関係機関相互の連携を図る。

B 事故対策本部は本庁舎中館 8 階 8-2 会議室に、事故対策連絡調整本部は事故現場での指揮活動に利便な場所に天幕等を設営し、設置する。

C 事故対策本部及び事故対策連絡調整本部の主な構成は、次のとおりとし、災害の種類、規模等により主管となる部局の指定及び必要な関係部局を増減する。

【総括部、都市整備部、保健援護部、消防部、その他必要な部局】

事故対策本部等は次の事務を行う。

- a 情報の収集・伝達
- b 各部、関係機関との連絡調整
- c 事故対策方針の策定
- d 災害対策本部設置の検討

イ 動員の実施

本部長は、その対応に多数の人数を必要とする場合にあっては、第 2 章（第 2 節 職員を動員する）に基づき防災指令を発令し、各部は職員の動員を行う。

ウ 防災関係機関との連携

県民局が海上災害のため設置する連絡協議会へ積極的に参加するなど、他の防災関係機関との積極的な連携を図る。

(2) 災害応急活動の実施

ア 搜索活動

海上災害による搜索活動の必要性が生じた場合、市有船舶及び「消防活動に必要な船舶の出動に関する覚書（平成 2 年 2 月 1 日）」により尼崎船舶サービス株式会社から借り上げた船舶を活用し陸岸及び沿岸海域において搜索活動を可能な範囲で実施する。なお、この場合、西宮海上保安署等の機関と連携を図り実施する。

尼崎船舶サービス株式会社 尼崎市元浜町 3 丁目 27-1

イ 救助・救急、医療活動

救助・救急、医療活動は、第4章-1（第6節-1 消防応急対策を実施する、第8節 救急医療活動を行う）に準じて次の活動を実施する。

- A 救護所の設置
- B 救護班の編成
- C 負傷者等の搬送
- D 集団救急救助体制の確立
- E 尼崎市医師会、兵庫県、日本赤十字社等への医師等の派遣要請等

ウ 消火活動

- A 港内に停泊、荷揚作業中等の船舶等からの出火による消火活動は、陸上の危険物火災に準じて行う。
- B 消火活動は、陸上の付近建物への延焼防止を主眼として実施し、二次災害に配慮した警戒区域を早期に設置する。
- C 要救助者の有無、被災及び積載物の状況並びに船舶の構造等の状況について、火災現場で情報収集した場合には、西宮海上保安署等の関係機関へ連絡する。
- D 火災の規模により、他の消防機関の応援を必要とする場合には、消防相互応援協定等に基づき要請する。

エ 緊急輸送活動

傷病者、医師、避難者または緊急物資等の緊急輸送は西宮海上保安署、警察と連携し、次の活動について、第4章-1（第14節 交通輸送活動を行う）に準じて行う。

- A 緊急輸送車両として市有車両の活用及び市内自動車輸送業者等からの調達
- B 緊急輸送車両が不足する場合の兵庫県への斡旋依頼
- C 市道における緊急道路の通行確保
- D ヘリコプターの受け入れ体制の確立など

オ 重油等の防除活動

- A 流出油対策装備品等の活用及び調達
 - a 流出油対策装備品を活用するとともに、不足装備については業者等から調達する。
 - b オイルフェンス、油処理剤、吸着剤等については、関連業者及び市内事業所等から調達可能なものについて調達し、不足分については兵庫県へ依頼する。
- B 沿岸海域における防除活動

重油等の漂着のおそれがある場合、初期の段階において集中的に防除活動を実施するとともに、次の措置を実施する。

 - a 重油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集
 - b 管理区域の港湾、海岸等における油回収
 - c 現場周辺の避難誘導及び火災の発生防止措置
- C 陸岸における防除活動

兵庫県が作成する重油等回収方針に沿って作業計画を策定し、速やかに兵庫県へ連絡する。回収方針の内容は次のとおりである。

 - ・海岸全域の漂着状況マップ
 - ・西宮海上保安署等国の機関の調査結果や助言で周知すべきもの
 - ・漂着した海岸ごとの除去範囲、具体的な回収・処理方法
 - a 作業計画を策定するに当たっては、周辺関係企業、漁業関係者等の意見を聞く。

- b 重油等の漂着状況、回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収処理ができるよう施策の実施に努めるとともに、復旧にあたり可能な限り復旧予定時期を明示する。
 - c 回収に必要な資機材を調達した場合は、事後の補償交渉を円滑に進めるため、処理の方法及び妥当性、費用の明細等につき、詳細な記録を残しておく。
- D 回収した流出油等の応急的な一時保管
- 流出油等の保管、運搬、処理については、船舶の所有者等の防除義務者及び防除義務者と委託を結んでいる海上災害防止センターが主体となつて行うこととなっているが、これらの機関が直ちに行うことができない場合は、西宮海上保安署等防災関係機関と協力して利用可能な空地等での廃油等の一時保管を応急的に行う。
- この場合、事後の補償交渉等を考慮して、海上災害防止センター等を通じ、またはその指導を受け事前に保険会社と協議する。
- E ボランティアへの活動支援
- 大量の流出油の回収作業にボランティアが活動を開始した場合の支援・連携については、第4章-1（第21節 ボランティア等との協力活動を行う）に準じて実施し、現場での作業分担、役割について調整し、効率的な回収作業を進める。
- また、必要に応じて兵庫県に対し、災害救援専門ボランティア及びその他のボランティアの派遣を要請する。
- F 現場作業者の健康対策
- a 保健援護部による健康相談チームを編成し、回収作業従事者の健康保持に努める。地域救護班は、健康管理上の注意事項を明らかにし、回収作業従事者に周知するとともに、必要に応じて作業現場に簡易の救護スペースを設置する。
 - b 地域救護班は回収作業従事者の健康状態を把握し、必要に応じて医療対策班は、健康被害者発生に備えて病院の受入れ体制を整備する。
 - c 回収作業が長期化する場合、地域住民の精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域救護班は地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講じる。
- G 汚染魚介類の流通防止
- 県、市は、汚染された魚介類が市場に流通しないよう、随時、魚介類販売店、魚介類加工品製造施設等への立入検査を行い、安全の確保に努めることとする。
- カ 沿岸警備
- 消防部、河川・港湾関係機関及び事故現場を所管する地域支援部は、必要に応じて沿岸地域における火気の使用制限や禁止、避難の指示等を行う。
- キ 関係者への情報伝達活動・広報
- 市が収集する情報は以下のとおりとし、必要に応じて国、県、西宮海上保安署等の関係機関へ適宜情報を提供し、一般に広報すべき内容については、第4章-1（第5節 広報・広聴活動を行う）に準じて実施する。
- A 災害発生直後
 - a 災害発生の日時、場所
 - b 災害の種類と拡大の見通し
 - c 被害状況
 - d 被災者の安否、収容先病院に関する情報
 - e 負傷者等の受入先医療機関に関する情報
 - f 交通規制に関する情報
 - B 二次災害の危険性等に関する情報

- a 重油等危険物の漂流、漂着状況
- b 漂着した場合の対応
- c ボランティアの窓口
- d 回収状況
- e 環境への影響

ク 環境対策

海上災害による環境悪化が本市に及ぶ可能性がある場合、次の対策を行う。

A 大気汚染対策

- a 経済環境部は、大気の監視及び汚染物質の分析を行い、大気汚染の状況及びその対応について関係部局へ連絡する。
- b 保健援護部は、流出油の成分及び大気の結果から大気汚染の状態が人体へ与える影響を調査し、庁内関係部局及び関係機関へ連絡する。

B 水質汚染対策

経済環境部は流出油漂着後の水質、油分等の長期調査を実施し、海洋レジャー、漁業活動への影響について分析し、庁内関係部局へ必要な措置について要請する。

ケ 市民利用施設対策

本市が管理する各施設の管理者は、漂着油による被害や影響が予想される場合や水質検査結果に基づき、利用者への広報、施設の閉鎖等必要な措置をとる。

コ 海鳥等動物の保護

保健援護部は兵庫県、県獣医師会、野鳥の会等の関係機関の協力を得て汚染海鳥等の動物の救援活動を実施する。

5 広域的な応援体制

災害の規模から、防除用資機材の調達を本市独自では対応できない場合等、応援を要請する必要が生じたときは、「災害時相互応援協定」などに基づき、応援主管市町に対し応援を要請する。

なお、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」に基づく応援が必要な場合にあつては、兵庫県へ要請する。

第5節 放射性物質事故災害応急対策

項目		担当
1	放射性物質事故災害の範囲	—
2	災害予防措置	各部
3	災害応急活動体制の確立	

1 放射性物質事故災害の範囲

「放射性物質事故災害」とは、放射性物質の運搬中の事故、放射性物質取扱施設またはその他の場所で発生した事故により、放射性物質及び放射線の異常な水準の放出、火災等により市民の生活及び健康への影響が生じまたは生じるおそれがあるときを想定する。

2 災害予防措置

(1) 活動・連携体制の整備

ア 兵庫県、原子力規制委員会等の省庁及び災害発生時において緊急連絡を必要とする機関や協力を要請することが予想できる機関に対し、速やかな連携が図れるよう平時から連絡体制の整備に努める。

イ 放射線被ばくを受けた者、または被ばくを受けたおそれのある者の収容機関の情報を把握する。

(2) 保安全管理体制の徹底

ア 放射性物質に係わる防災対策を円滑に実施するため、放射性物質取扱事業所の実態把握及び安全管理の指導等に努める。

イ なお、放射性物質取扱事業所は、関係法令に基づき、放射性物質の安全管理に万全を期するため、次の対策を実施することとされている。

- A 施設の不燃化等の推進
- B 放射線による被爆の予防対策の推進
- C 施設による放射線量の把握
- D 自衛防災対策の充実
- E 通報体制の整備
- F 放射性物質取扱業務関係者への教育・訓練の実施
- G 放射線防護服の整備

(3) 情報の分析整理

ア 研修会等への参加

兵庫県及び関係機関で開催される各種セミナー、講演会への参加及び訓練を通じ、次の専門的な知識を習得するとともに、情報の収集に努める。

- A 放射性物質災害等の対策体制及び組織に関する知識
- B 放射性物質災害等の内容とその特性に関する知識
- C 放射線による健康への影響及び放射線防護（放射線防護に係る指標を含む）に関する知識
- D 放射線の測定方法及び機器の操作方法の習熟
- E 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項
- F 緊急被ばく医療に関する知識
- G 過去の事故及び対処事例に関する情報など対応の参考となる知識

イ 通信機能の充実

災害時における通信手段を確保するため、次の事項に留意する。

- A 非常通信体制の整備
- B 防災行政無線等の通信手段の定期点検、機器操作の習熟のための訓練、研修の実施
- C フェニックス防災システムの操作の習熟

(4) 防災資機材の整備

放射性物質災害対策に必要な放射線測定器、放射線防護服等の整備を推進する。

なお、放射性物質に対する防護資機材の現況は次のとおり。

配置署所 機器種別		合計	消防局	中 署		東 署		西 署			北 署	
				本署	三和	本署	常光寺	本署	武庫	大庄	本署	園田
放射線防護服		4	2									2
測定機器	個人用線量計	40	35									5
	放射線測定器	13	12									1

3 災害応急活動体制の確立

(1) 情報の収集・伝達

ア 放射性物質事故災害が発生し、または発生するおそれがあることを覚知した場合は速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、兵庫県等に報告する。

なお、放射性物質運搬中の事故で火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）を覚知した場合には、第一報を兵庫県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

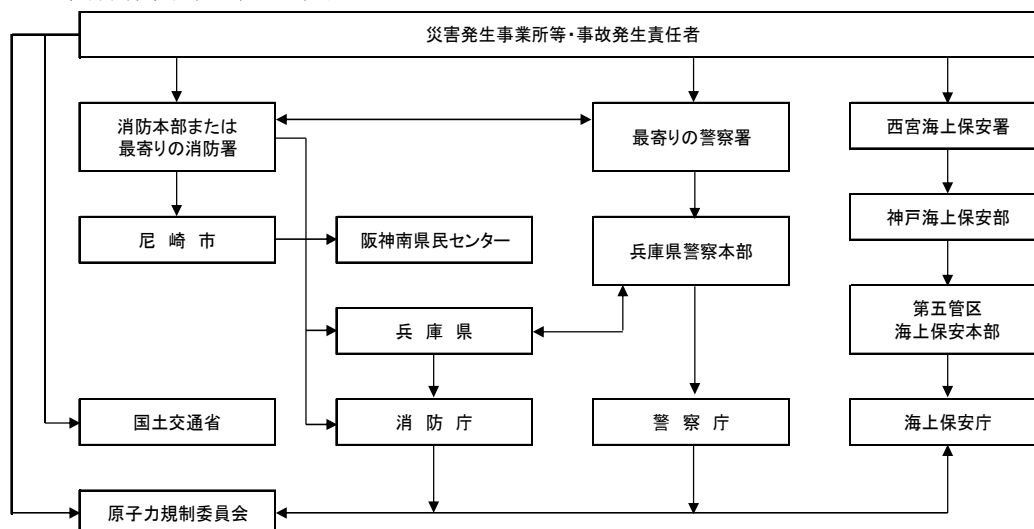
イ 応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を阪神南県民センター（連絡がとれない場合にあっては兵庫県危機管理部総務課・消防保安課）に連絡する。

なお、兵庫県に対する災害情報の報告等はフェニックス防災システム等を使用し、同システムが使用できない等の事情がある場合は、有線もしくは無線電話またはファックス等、最も迅速確実な手段を使用する。

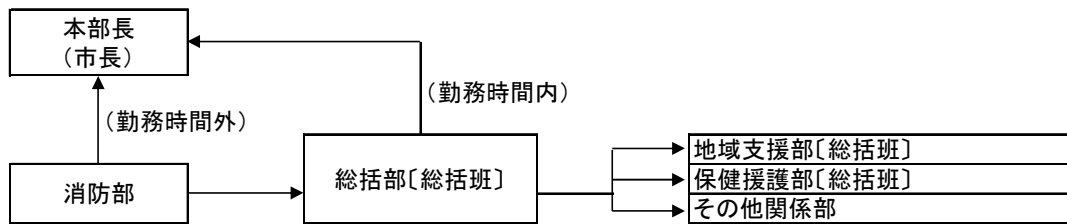
ウ 収集した情報を整理し、今後の被害の拡大等の予測、その対策等に活用するとともに、必要に応じて関係機関と相互に情報を交換する。

エ 事故の発生及び災害状況の連絡は、次の伝達系統により行う。

A 関係機関等の伝達系統



B 本部内の伝達系統



(2) 災害対策本部等の設置

ア 市長は、放射性物質の事故が発生し、重大な災害へ発展する可能性がある場合で、特に必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。災害対策本部は総括部を中心とし、関係部局間の連絡・調整及び情報の収集・伝達を総合的に実施する。

また、事故現場に消防部を中心とした、現地対策本部を設置し、防災関係機関相互の連携を図るとともに、災害対策本部との連絡・調整を円滑に推進する。

イ 災害対策本部等は次の事務を行う。

- A 情報の判断・分析
- B 情報の収集・伝達
- C 救助・救急活動、消火・防御活動の指揮及び監督
- D 各部、関係機関との連絡調整
- E 事故対策方針の策定
- F 市民への広報
- G 報道機関への対応
- H 災害対策本部設置の検討

ウ 動員の実施

本部長は、その対応に多数の人数を必要とする場合にあっては、第2章（第2節 職員を動員する）に基づき防災指令を発令し、各部は職員の動員を行う。

エ 専門家の派遣

必要に応じて県に専門家の派遣を要請し、助言等を得ながら災害応急活動にあたることとする。派遣に要した費用は、県と市で協議する。

(3) 災害応急活動の実施

ア 被ばく管理・汚染防護の原則

A 被ばく管理

隊員に個人線量計を携帯させ、放射線管理を実施する。

区分	被ばく線量限度
通常の消防活動	10 ミリシーベルト（1回の活動あたり）
人命救助等の緊急時活動	100 ミリシーベルト
繰り返し活動を行う場合	決められた5年間の線量が100 ミリシーベルト ※ ただし任意の1年に50 ミリシーベルトを超えるべきでない。

B 汚染防護の原則

a 外部被ばく防護

透過力の強いガンマ線や中性子線は、防護服では防護困難であることから、被ばく線量を一定量以下に抑えるため被ばく管理を行う。被ばく線量を極力低くするため、防護の3原則（時間・距離・遮へい）を遵守する。

b 内部被ばく防護

体内への取り込み経路は、鼻、口、傷口などであるので、放射性物質を体内に取り込まないよう呼吸保護具を必ず着用する。

※呼吸保護具：空気呼吸器、防護マスク（防塵対応、防塵・ヨウ素対応）等

イ 防御活動

- A 放射線及び放射性物質による汚染調査
 - a 関係者の意見等により防御及び汚染防止の方針を決定する。
 - b 現場関係者や専門家等と協力し、測定機器を使用して検出作業を行う。
- B 消防警戒区域
 - a 空間線量率の測定値が、バックグラウンドレベルと同程度であり、かつ周囲状況や関係者情報から現場指揮者がそれ以上進入することが危険であると判断した位置に、「進入統制ライン」を設定する。
 - b 放射線レベル、放射性物質に関する関係者又は専門家の意見を考慮し、進入統制ラインの外側に、「消防警戒区域」を設定する。
 - c 災害の発生状況により、消防警戒区域内の居住者等に対し、災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）に基づき、避難指示等の発令を行う。
- C 準危険区域
 - a 関係者の情報を得て協議のうえ、「準危険区域」を設定する。関係者が居ない場合は、汚染範囲を管理できる位置に設定する。
 - b 準危険区域には、除染区域（汚染検査所、除染所）を設置するとともに、一時トリアージ場所を確保する。
 - c 準危険区域から退域する際は、事故発生責任者側の放射線管理要員等により汚染検査及び除染を実施する。
- D 放射線危険区域
 - a 関係者の情報を得て協議のうえ、「放射線危険区域」を設定する。関係者が居ない場合は、次の条件を考慮し設定する。
 - I 放射線が毎時0.1ミリシーベルト（毎時100マイクロシーベルト）以上検出される区域※一般人の年間被ばく量の限度は、1ミリシーベルト。
 - II 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域
 - III 煙・流水等で汚染が認められ又は予想される区域
 - b 放射線危険区域の立入りに当たっては、被ばく管理及び汚染防護の措置に努める。
 - c 放射線危険区域内の居住者等に対し災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権）に基づき、立入りを禁止するとともに当該区域からの退避を命じる。
- E 立入禁止区域等の解除
事故発生責任者等が放射性物質の除去を実施した後に解除する。この場合、国等の専門家の意見を参考にする。

ウ 救助活動

- A 関係者から現場の状況、要救助者の有無等必要な情報の収集を行う。
- B 人命検索、救助活動は、被ばく線量をできる限り少なくするよう被ばく管理を行うなど安全管理を図った上で行う。

エ 救急活動

- A 被ばく線量をできる限り少なくするよう被ばく管理を行うなど安全管理を図りつつ、救命を主眼として傷病者の観察及び必要な応急措置を実施し、速やかに適応医療機関に搬送する。
- B 搬送に際しては、汚染拡大の防止に留意する。
- C 救急資材の処置は、関係者の指示に従い実施する。

オ 消火活動

- A 消防車両等の部署位置に留意するとともに、被ばく管理など安全管理を図りつつ、関係者の意見に従い実施する。
- B 飛散防止のため放射性物質への直接注水は避ける。
- C 消火残水は、汚染の可能性があるため、排水経路等に配慮するとともに、必要に応じ、土のう、防水シートを活用し、汚染拡大防止に努める。

カ 市民の安全確保

A 避難誘導

放射線危険区域等における居住者等に対する避難指示等の要領については、第4章-1（第4節 避難活動を実施する）による。

B 市民への広報

- a 放射性物質事故が発生した場合、直ちに放射線による影響予想範囲及び今後の推移等を防災行政無線、広報車等により実施する。

なお、広報内容及び範囲については、事故発生責任者、専門家、警察官と協議し決定する。

- b 放射線測定結果及び原子力規制委員会への確認の結果に基づき、影響がないと判断したときは、速やかに市民への広報を実施する。

- c 風評被害等が発生しないよう、的確な情報提供に努め、風評被害等が発生した場合は、広報活動の強化等により影響の低減を図る。

C 安全の確保と確認

- a 事故発生責任者は、放射性物質の除去及び周辺環境における除染を行う。市は、必要に応じて国、県、防災関係機関と連携し、放射性物質の除去及び除染が速やかに行われるよう、必要な協力を行うこととする。

- b 原子力規制委員会の測定等による安全確認を行い、原子力規制委員会等により安全確認がされた場合は、その旨の広報を行う。

D 放射性物質の不法廃棄等への対応

市は、管理下でない放射性物質の存在を覚知したときは、県、原子力規制委員会に連絡し、対応を協議する。また、必要に応じて放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとることとする。

第6節 原子力災害応急対策

福井県内に立地する原子力施設等において事故が発生した場合の対応について定める。

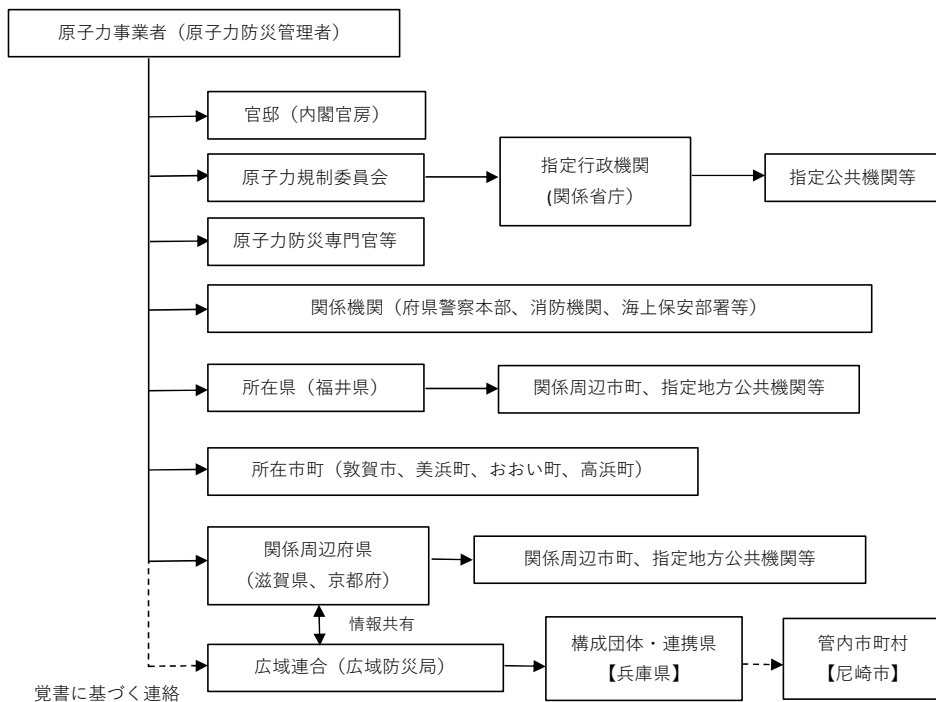
なお、本節に定めのない事項については、第4章-2（第5節 放射性物質事故災害応急対策）に定めるところにより実施する。

項目		担当
1	情報の収集	各部
2	応急活動	

1 情報の収集

市は、関西広域連合より兵庫県を通じて、原子力事業者の事故等の情報を収集することとなる。

市は、県や原子力事業者等、放射性同位元素取扱事業者等が実施した放射線モニタリング結果の収集に努める。また、消防部が放射線量の測定を実施した場合は、その結果を県や当該事象が発生した場所を管轄する市町等に連絡する。



<兵庫県内のモニタリングポストの設置箇所>

施設名	所在地	施設名	所在地
県立工業技術センター	神戸市須磨区行平町 3-1-12	豊岡総合庁舎	豊岡市幸町 7-11
尼崎総合庁舎	尼崎市東難波町 5丁目 21-8	柏原総合庁舎	丹波市柏原町柏原 688
姫路総合庁舎	姫路市北条 1丁目 98	洲本総合庁舎	洲本市塩屋 2丁目 4-5

上記をはじめとして全国各地にモニタリングポストが設置されており、常時、放射線量が測定されている。これらの情報は原子力規制委員会のホームページで公開している放射線モニタリング情報から閲覧できる。

<放射線モニタリング情報共有・公表システム>

<https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>

2 応急活動

(1) 活動体制の確立

ア 災害対策本部の設置

A 市長は、原子力災害が発生し、重大な災害へ発展する可能性がある場合又は、県から広域的な避難者の受け入れ等の要請があった場合で、特に必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。災害対策本部は総括部を中心とし、関係部局間の連絡・調整及び情報の収集・伝達を総合的に実施する。

B 災害対策本部は次の事務を行う。

- a 情報の収集、判断、分析、伝達
- b 各部、関係機関との連絡調整
- c 対策方針及び広域的避難者受け入れ方針の策定
- d 市民への広報
- e 報道機関への対応

イ 動員の実施

本部長は、その対応に多数の人数を必要とする場合にあっては、第2章（第2節 職員を動員する）に基づき防災指令を発令し、各部は職員の動員を行う。

(2) 市民への情報伝達

関西広域連合は、緊急時モニタリング結果の提供を受けた場合には、構成団体及び連携県と共有するとともに、解説を付したり、専門家の意見を添えたりするなど、わかりやすい形で住民等に情報発信を行うとされている。

市は、兵庫県を通じて収集した情報を市民等に対して伝達する。

(3) 国の指示や緊急時モニタリングに基づく対応

市（総括部）は、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく内閣総理大臣の指示があった場合は、指示内容に基づき、各種応急対策を実施する。

また、緊急時モニタリング（放射線の線量等を測定・監視すること）等の情報により、国の原子力災害対策指針に定められている運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置（屋内退避、水道水等の摂取制限等）をとるほか、地域住民等に対して防災行政無線により情報伝達を行う。

なお、防災対策の実施にあたっては、放射線量等の測定結果等を踏まえ、柔軟に対応する。

(4) 屋内退避の指示

ア 住民への広報

国から屋内退避の指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、速やかに住民に対し広報を行い、次の注意事項を併せて周知する。

- A 屋外に居る人は、自宅や近くの建物の中に入ること。
- B 地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。
- C 県や市からの指示があるまでは外出を控えること。
- D ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
- E 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。
- F 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。

- G テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。
- H 感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避すること。

(資料 I (4-31 原子力災害等における防護措置の指標・基準) 参照)

イ 緊急の避難が必要となった場合の避難指示

屋内退避の指示中に、自然災害を原因とする緊急の避難が必要になった場合や、住宅等の倒壊による屋内退避が困難な状況が生じるおそれがある場合には、当該地域の住民に対し、避難指示を行う。

(5) 水道水等の摂取制限

市は、放射性物質の放出により水道水源、市内を流通する食品等が汚染されるおそれがある場合、国や県の要請・指示または独自の判断により、水道水等の放射性物質の濃度測定を実施する。測定結果が国の定める飲食物摂取制限の基準を超過する場合には、速やかに県に報告するとともに、県の出荷制限の措置または独自の判断により、住民等に対して摂取制限の措置及び広報を行う。

公営企業部は、水源や水道水が汚染されているおそれがある場合は、浄水処理の強化などの対策により水道水中の放射性物質の低減に努める。

なお、原子力緊急事態解除宣言発出後も、国が示した管理目標値を長期間超過することが見込まれる場合は、摂取制限を継続する。

(6) 広域的な避難者の受け入れ

市(総括部)は、県から避難者の受け入れ等の要請があった場合、関西広域連合がまとめる「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、マッチングを行った対象市の避難住民の受け入れを実施することとする。

ア 受け入れに係る留意点

- A 受け入れを実施する際は、避難元府県・市町村が設置する避難中継所での避難退域時検査及び簡易除染を避難者が受けてきたことを通過証等により確認する。
- B 被災等のやむを得ない理由で避難者の受け入れが困難である場合は、速やかにその旨を県に報告し、県内もしくは県外の市町村による受入調整を県に要請する。

イ 指定避難場所の開設・運営等

- A 避難者の受け入れにあたり、指定避難場所の開設や開設当初の運営等、必要な支援を行うよう各部・班に指示を行う。
- B 市は指定避難場所の開設及び開設当初の運営については、3日間を目安として行う。

避難者の受け入れがおおむね完了し、避難元市町による避難場所の運営体制が整った段階で、避難元市町と協議の上、避難者の受入及び避難場所の運営に関する業務を避難元市町に引継ぐ。

ただし、避難元市町と協力して、直接避難者による自主運営に引継いでも差し支えないこととする。

- C 避難場所の運営等に関する人員が不足する場合は、県に応援職員を派遣するよう要請する。

第7節 雑踏事故災害応急対策

項目		担当
1	予防措置	各部
2	関係機関の情報連携	
3	雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応	
4	雑踏事故発生時の対策	

1 予防措置

大規模イベント等の行事等の会場及びその周辺、鉄道の駅構内等、特定の場所に多数の者が一時的に集合することに起因し、転倒、異常行動等などにより死傷者が生じる雑踏事故の防止に関して、行事等の主催者が留意すべき事項等について、予防対策による防止が重要である点を踏まえ定める。

(1) 行事等の主催者等の留意すべき事項

ア 行事等の主催者等は、規模、内容等に応じて、実施計画において次の事項を定める。

A 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、管轄の警察署との連絡体制

B 消防部への連絡及び警備員等による救助、事故発生時の初動対応ができるよう庁内関係部局と連携した救急・救護体制

C 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関を確保するための協力体制

D 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先の整備

イ 行事等の主催者等は、行事等の開催等に当たり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等の確保について消防部、管轄の警察署、医療機関等と連絡調整を行う。

ウ 行事等の主催者等は、行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかける。

(2) 鉄道事業者等

鉄道事業者等は、乗降客の流れを阻害するおそれのある箇所の施設・設備の改良に努めるとともに、必要に応じて駅員等による乗降客の誘導を行うなど、雑踏事故の防止に努める。

(3) 医療機関等

医療機関等に対し、行事等の主催者等から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力するよう要請する。

(4) 市

関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。

ア 行事の開催に当たり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に管轄の警察署、医療機関等と連絡調整を行う。

イ 事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保する。

2 関係機関の情報連携

大規模イベント等の行事等の会場及びその周辺、鉄道の駅構内等、特定の場所に多数の者が一時的に集合することに起因し、転倒、異常行動等などにより死傷者が生じる雑踏事故の防止に関して、行事等の主催者が留意すべき事項等について、予防対策による防止が重要である点を踏まえ定める。

3 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- (1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行う。
- (2) 雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を派遣する。

4 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など事故の態様に応じ、必要な対策を実施する。

(1) 行事等の主催者等

行事等の主催者等または鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防部、管轄の警察署、県（防災局）等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

(2) 消防機関

ア 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。

イ 必要に応じて広域応援を他の消防機関または県に要請する。

ウ 多数の負傷者が発生した場合、速やかに災害救急医療情報システムを活用し、医療機関等へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

エ 必要な情報収集と連絡を行い、事故の全体的な状況把握に努め、県等と連携して各関係機関の調整に努める。

(3) 医療機関等

ア 行事等の主催者等及び消防部と事前に連携を図っている医療機関等は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。

イ 医療機関等は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努める。